

エコキュート工事請負契約書

第1条（総則）

注文者と請負者は、適用法令を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行するものとします。なお注文者は、本契約の円滑な履行に向けて、大阪ガスマーケティング株式会社が請負者に代わって、注文者と調整する必要があることを承諾するものとする。

第2条（一括下請負）

請負者は、注文者からの電磁的方法による承諾を予め得たうえで、指定する施工業者（以下「施工店」という。）に対して、本工事を一括して請け負わせることができる。なお、注文者は、本工事請負契約に基づき注文を行うことにより、当該承諾を行ったものとみなす。

第3条（権利・義務などの譲渡の禁止）

- 1.注文者及び請負者は、本契約書に定める他、相手方からの書面（電磁的方法を含む。）による承諾を得なければ、本工事請負契約から生ずる権利または義務（契約上の地位を含む。）を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2.注文者及び請負者は、相手方からの書面（電磁的方法を含む。）による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む。）、建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第4条（完成検査及び引渡し）

- 1.請負者は、施工店が本工事を完了した際、施工店を通じて注文者に対して本工事請負契約の内容のとおり実施されていることの検査を求めるものとする。注文者は、本工事完了当日に施工店立会いのもと、請負者が指定する方法で本工事請負契約の目的物の検査を完了するものとする。当該検査の合格をもって本工事の完成とする。なお、本工事請負契約の内容のとおり実施されているにもかかわらず、正当な理由なく、注文者が検査をすることの拒否、検査の合格の拒否をするときは、注文者が当該拒否を行った時点において、当該検査の合格及び本工事の完成がみなされるものとする。
- 2.検査に合格しないときは、請負者は、注文者と協議の上、修補し、または改造して、注文者に対し、改めて検査を求める。
- 3.請負者は、施工店を通じて、注文者に対して、本工事の完成と同時に、簡易の引渡しの方法により目的物の引渡しを行う。目的物の所有権は、目的物の引渡しと同時に、請負者から注文者に移転するものとし、目的物の危険負担は、目的物の引渡しと同時に、施工店から注文者に移転するものとする。
- 4.注文者は、請負者に対して、目的物の引渡し後に目的物の返品又は交換を求めることはできない。

第5条（請負金額の支払い）

1. 注文者は、請負金額について、注文者とクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に立て替えさせる方法により支払うものとし、請負者は工事請負契約の締結が完了し、機器の発注手続きを行った日（以下、決済日という）に請負金額を請求する。なお、注文者に対する請負金額の引き落とし日は、クレジットカード会社が定める日とする。

2. 決済日に決済が完了しなかった場合、再度、1回または複数回にわたり、別日に決済されることがあるものとする。また、別日に決済されなかった場合を含め、クレジットカード会社から請負者に対する立替払いがなされなかった場合、注文者は請負者が別途指定する支払方法にて請負金額を支払う。この場合、支払いに要する手数料は注文者の負担とする。

第6条（支給材料・貸与品）

1. 注文者からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡しは工事期間中に工事現場で行うものとする。ただし、必要がある場合には、受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決める。

2. 請負者は、請負者自らまたは施工店を通じて、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対して交換を求めることができる。

3. 請負者は、請負者自らまたは施工店を通じて、支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

第7条（第三者への損害および第三者との紛議）

1. 本工事により、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2. 前項に要した費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては請負者の負担とし、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとする。

第8条（不可抗力による損害）

1. 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者と請負者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、本工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む。）または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2. 前項の損害について、請負者が善良な管理者としての注意を果たしたと認められるものは、発注者がこれを負担するものとする。

3. 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

第9条（契約不適合責任）

1. 注文者は、引き渡された本工事請負契約の目的物に契約不適合があるときは（エコキュート本体および部材等に契約不適合（瑕疵）があった場合も含む。）、請負者に対し、書面をもって、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、注文者は履行の追完を請求することができない。

2. 前項の場合において、請負者は、注文者に不相当な負担を課するものでないときは、注文者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3. 本条第1項の場合において、注文者が相当な期間を定めて、書面をもって、履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、注文者は、その不適合の程度に応じて、書面をもって代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 本工事請負契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 本項1号、2号及び3号に掲げる場合のほか、注文者が本項本文の催告をもしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。前3項の規定にかかわらず、請負者が別段の保証書等を発行している場合には、当該保証書等の定めによるものとする。

4. 前3項の規定にかかわらず、第6条に基づく注文者からの支給材料または貸与品ならびに注文者の指図が原因で契約不適合が発生した場合には請負者は責任を負わないものとする。

第10条（契約不適合責任期間等）

引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものがある場合、請負者は引渡しから1年間前条に定める責任を負う。

第11条（工事が不可能もしくは不適切な場合）

1. 通常の事前調査では予測不可能な状況により、本工事が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2. 前項において、工期、請負金額を変更する必要がある場合は、第12条に定めるところによる。

第12条（工事および工期の変更）

1. 注文者は、必要がある場合には本工事に追加し又は本工事の変更を申し入れすることができる。

2. 前項に定める本工事への追加又は変更の内容は、注文者と請負者の合意により決める。

3. 前項の合意により定められた本工事への追加又は変更により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は、請負者は注文者に対してその支払いを求めることができる。また、注文者の責に帰すべき事由により請負者に損害を及ぼした場合、請負者は損害発生時点から即時にその損害の賠償を請求することができる。

4. 請負者は、本工事への追加又は変更、不可抗力、その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。なお、追加工事代金および延長日数は、追加工事代金および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。

第 13 条（発注者の中止権・解除権）

次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は、書面（電磁的方法含む）をもって請負者に通知して工事を中止し、またはこの契約を解除することができるものとします。この場合、発注者は、請負者に損害の賠償を求めることができるものとします。

- (1) 請負者が正当な理由なく、着手期日をすぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 正当な理由なく工事が予定の行程より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、請負者が工事を完成する見込がないと認められるとき。
 - (3) 前 2 号のほか、請負者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
2. 発注者が前項にもとづいて契約を解除したときは、工事の出来形部分は発注者の所有とし、発注者及び請負者が協議のうえ清算するものとします。

第 14 条（請負者の中止権・解除権）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合において、請負者は、発注者に対し、書面（電磁的方法を含む。）をもって、相当の期間を定めて催告してもなお当該事由が解消されないときは、工事を中止することができる。

- (1) 正当な理由なく第 8 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項および第 12 条第 4 項による協議に応じないとき。
 - (2) 工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が工事できないとき
 - (3) 前 2 号のほか、発注者の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき。
2. 請負者は発注者の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき、請負者は書面（電磁的方法を含む。）をもって本工事請負契約を解除することができる。
3. 前各項の場合、請負者は注文者に損害の賠償を請求することができる。
4. また工事の着工前に、請負者が現場での取付工事が不可能と判断した場合には本工事請負契約を解除することが出来る。

15 条（解除に伴う措置）

1. 前 2 条により、注文者または請負者が本工事請負契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額について注文者に支払う。
2. 前項の協議の際には、当事者に属する物件について、その期間を定めてその引取り、後片付け等の処置方法を検討して実行する。
3. 第 1 項の協議が調わない場合および前項の処置が遅れている場合、一方が催告しても他方が正当な理由なくこの処置を行わないときは、自らその処置を実施し、その費用を求償することができる。

第 16 条（遅延損害金）

注文者が請負金額の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数の 1 日につき、支払遅滞額に年 3% の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

第 17 条（個人情報の取扱い）

注文者は、注文者の個人情報の一部が、当社の指定する施工業者、資材メーカー等の第三者に、この契約の履行及び工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り提供・利用されることを承諾するものとします。

第 18 条（反社会的勢力からの排除）

1.注文者と請負者は、相手方に次の各号の一にあたる時は、何らの催告をなくして書面をもって本工事請負契約を解除することができる。

(1)役員等（当事者が個人である場合にはその者を、当事者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2.この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができない。

第 19 条（紛争の解決）

本工事請負契約について、紛争が生じたときは大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、その解決を図るものとする。

第 20 条（補則）

本工事請負契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。